○農林水産省告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県大村市中岳町二二四の一・三二六の一・三二六の三・三二九の六・三二九の七・三三〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三二六の二、三三六の四、三三一の一、諫早市森山町上井牟田字円祐寺二三七二・二三七九・二三八〇のヰ・二三八一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二三四四、二三四五、二三四六の一、二三四八、二三六一、二三六二の一から二三六二の三まで、二三六三の一、二三六三の二、二三六四の一、二三六五から二三六九まで、二三七〇の一、二三七〇の二、二三七三の一、二三七四から二三七八まで、二三八〇のイ、二三八〇のロ、二三八〇のハ、二三八〇のニ、二三八〇のホ、二三八〇のヘ、二三八〇のト、二三八〇のチ、二三八〇のリ、二三八〇のヌ、二三八〇のル、二三八〇のヲ、二三八〇のワ、二三八〇のカ、二三八〇のヨ、二三八〇のタ、二三八〇のレ、二三八〇のソ、二三八〇のツ、二三八〇の子、二三八〇のナ、二三八〇のラ、二三八〇のム、二三八〇のウ、字相良尾二三八二の一から二三八二の三まで、二三八三のイ、二三八三のロ、二三八三のハ、二三八三のニ、二三八三のホ、二三八三のヘ、二三八三のト、二三八三のチ、二三八三のリ、二三八三のヌ、二三八三のル、二三八三のヲ、二三八三のワ、二三八三のカ、二三八三のヨ、二三八三のタ、二三八三のレ、二三八三のソ、二三八三のツ、二三八三の子、二三八三のナ、二三八三のラ、二三八三のム、二三八三のウ、二三八三のヰ、二三八四の一、二三八四の二、二三八五から二三八九まで、二三九一の一、二三九一の二、二三九二の一、二三九二の二、二四三〇、二四三一、二四五一、二四五六、二四五八から二四六〇まで、二四六二、二四六三、二四六五から二四七〇まで、二四七四、森山町下井牟田字岩下三一（次の図に示す部分に限る。）、二三、二四、二七、二八、三〇、三二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蒜沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第千八十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道亀田郡七飯町字大川

四一〇番一地先河川敷　五号及び六号

四一八番六　七号

四一四番　八号

北海道函館市桔梗町

四五六番一地先河川敷　九号

四四〇番一二　十号

四四〇番一三　十一号

四四〇番一五七　十二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十二号までを順次結んだ線及び標柱五号と十二号を平成十四年国土交通省告示第千八十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道亀田郡七飯町字大川

四一〇番二地先河川敷　一号及び二号

四一〇番一地先河川敷　三号及び四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十八号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十八号を平成十四年国土交通省告示第千八十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道函館市桔梗町

四四〇番一三七　十三号

四四〇番八六　十四号

四四〇番八六地先河川敷　十五号

四五四番五　十六号から十八号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

貫気別川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線、標柱十九号と二十六号を平成十九年国土交通省告示第四百九十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道沙流郡平取町字旭

国有林一二二二林班は小班　一号から四号まで及び十号から二十号まで

国有林一二二三林班ろ小班　五号から九号まで二十一号

一九三番四　二十二号

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トマチャナイ川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和六十三年建設省告示第千六百号で指定した同号十九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道新冠郡新冠町字泉

一一三番六　一号

一一三番二　二号

九八番一三　三号

四七九番　四号、七号及び八号

四七八番　五号及び六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱九号と七十七号を昭和六十三年建設省告示第千六百号で指定した同号十九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道新冠郡新冠町字泉

九八番八　九号

九八番一　十号、十一号及び十三号

九八番九　十二号

二〇八番二　十四号及び十五号

一四七番二　十六号

一五二番四　十七号から二十号まで

一五二番三　二十一号及び二十二号

一五四番　二十三号及び二十四号

四三八番　二十五号から二十七号まで

一八七番四　二十八号及び二十九号

一八七番七　三十号

一八二番七　三十一号

四三五番　三十二号から三十五号まで

一八三番五　三十六号

一八三番二　三十七号から三十九号まで

四三六番　四十号

四三七番　四十一号から四十三号まで

一八六番一　四十四号

一五五番四　四十五号から四十七号まで

一五一番五　四十八号

一五一番四　四十九号及び五十号

一五〇番八　五十一号から五十五号まで

一五〇番四　五十六号及び五十七号

二六七番一　五十八号

九七番一　五十九号から六十一号まで

八九番三　六十二号

八七番五地先道路敷　六十三号

八五番三地先道路敷　六十四号

四五五番　六十五号及び六十六号

八三番一　六十七号及び六十八号

八四番一　六十九号

八四番四地先道路敷　七十号

九〇番四地先道路敷　七十一号

九〇番四　七十二号及び七十三号

九〇番一　七十四号

九二番　七十五号

九四番一　七十六号及び七十七号